

令和8年9月16日

春日井市上下水道部上下水道業務課

水道メーター交換事業者における書類紛失による個人情報の漏えいについて

令和8年9月15日(火)に、個人情報が含まれる書類の紛失により、個人情報を漏えいしていたことが判明しました。

該当の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫びいたします。

- 1 メーター交換対象一覧表 2枚(該当数26件)
一覧表内の該当数の内訳
個人分 21件 法人分 5件

2 紛失した一覧表の内容

水道契約者のお客様番号、検針地区、装置場所、契約者氏名、電話番号、水道メーター口径及び番号、中止日、最新検針日、メーター検満期限

3 経緯及び原因

(1) 経緯

令和8年9月15日(火)、一般の方から、集合住宅のエントランスにメーター交換対象一覧表が入っているクリアファイルが落ちているとの通報があり、市職員が出向き一覧表を回収しました。水道メーターの交換業務を委託している春日井市管工事業協同組合が組合員事業者を確認したところ、一覧表を紛失していたことが判明しました。

令和8年9月7日(月)、組合員事業者が集合住宅でメーター交換業務を行った際、現地に於いて一覧表を紛失していたことに気づかず、9日間に渡り放置されていた状態でした。

(2) 判明している事実

これまでのところ、当該個人情報不正に使用されたとの情報や、これに関する問合せは入っておりません。

(3) 原因

メーター交換作業に使用するため、業務上必要な範囲で水道契約者の個人情報を持ち出すこととなっており、個人情報は、本来A3サイズのファイルに挟んで作業現場の作業車内までしか持ち出せない取り決めでした。しかしながら、作業当日は、A4サイズに複写した一覧表をクリアファイルに挟んで、車から作業現場まで持ち出しており、本来の適切な管理が行われていなかったこと及び作業完了後の書類確認を怠ったことが原因と考えられます。

4 対策

メーター交換に用いる個人情報を含む書類を持ち出す際は原則車内保管とすることを徹底及び関連書類の複製の禁止等の管理方法を再度周知徹底するよう、委託先への指示及び指導を行い再発防止に努めてまいります。